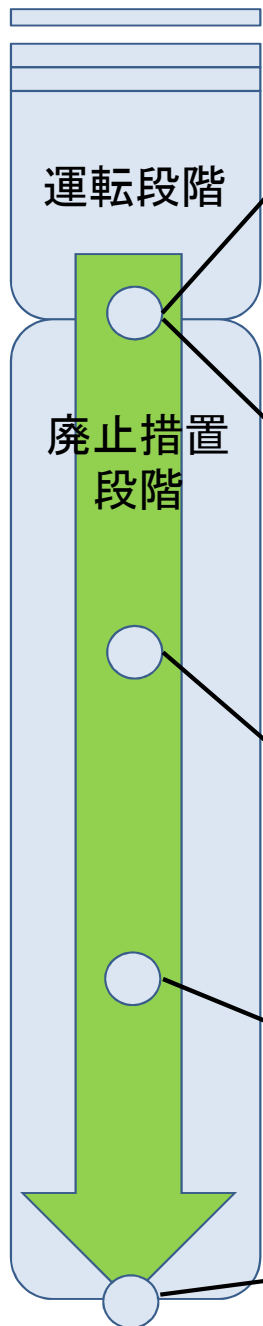


島根1号炉の廃止措置について

原子力規制庁

安全規制管理官(新型炉・試験研究炉・
廃止措置担当)付

廃止措置中の安全規制について



廃止措置計画の審査・認可※

事業者は、廃止措置（発電用原子炉施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によって汚染された物の廃棄等）に関する計画を定め、この廃止措置計画に従って廃止措置を講ずる。国は申請に際して、その内容が災害の防止上適切か等を審査。

※) 廃止措置実施中においても、変更申請に応じて審査・認可を実施

廃止措置段階

保安規定の変更の審査・認可※

事業者は、発電用原子炉施設の廃止措置期間中における保安のために講ずるべき事項を規定した保安規定を定め、この保安規定を遵守。国は変更申請に際して、その内容が災害の防止上十分かを審査。

保安規定における廃止措置特有の規定

- a) 廃止措置に関する保安教育
- b) 運転停止に関する恒久的な措置
- c) 廃止措置の品質保証に関すること
- d) 廃止措置の管理に関すること

施設定期検査

所要の性能を維持していることについて、定期的に検査を実施（対象施設内に核燃料物質が存在する場合に、核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものについてのみ）。

保安規定の遵守状況の検査（保安検査）

国は、保安規定を遵守し、保安活動が行われていることについて保安検査を実施（廃止措置計画認可後は、年4回以内）。

廃止措置の終了確認

關係法令(拔粹)

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

(発電用原子炉の廃止に伴う措置)

第43条の3の33 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉を廃止しようとするときは、当該発電用原子炉施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める措置(以下この条及び次条において「廃止措置」という。)を講じなければならない。

2 発電用原子炉設置者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画(次条において「廃止措置計画」という。)を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

(廃止措置計画の認可の申請)

第116条 法第43条の3の33第2項の規定により廃止措置に関する計画(以下「廃止措置計画」という。)について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 廃止措置の対象となる発電用原子炉の名称
- 四 廃止措置対象施設及びその敷地
- 五 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
- 六 核燃料物質の管理及び譲渡し
- 七 核燃料物質による汚染の除去
- 八 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄
- 九 廃止措置の工程

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。
- 一 既に使用済燃料を発電用原子炉の炉心から取り出していることを明らかにする資料
 - 二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図
 - 三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書
 - 四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書
 - 五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書
 - 六 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書
 - 七 廃止措置に要する資金の額及びその調達計画に関する説明書
 - 八 廃止措置の実施体制に関する説明書
 - 九 品質保証計画に関する説明書
 - 十 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面

(廃止措置計画の認可の基準)

第119条 法第43条の3の33第3項において準用する法第12条の6第4項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 廃止措置計画に係る発電用原子炉の炉心から使用済燃料が取り出されていること。
- 二 核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること。
- 三 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。
- 四 廃止措置の実施が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上適切なものであること。

島根原子力発電所1号炉の 廃止措置計画の認可について

1. 背景

原子力規制庁は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の33第2項に基づき、平成28年7月4日付けで申請のあった中国電力株式会社島根原子力発電所1号炉(平成29年2月14日付けで一部補正)の廃止措置計画認可申請について、審査を行った。

2. 原子力規制庁による審査

原子力規制庁は、本申請について、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第119条に定める認可の基準に適合していることを確認し、審査結果を取りまとめた。

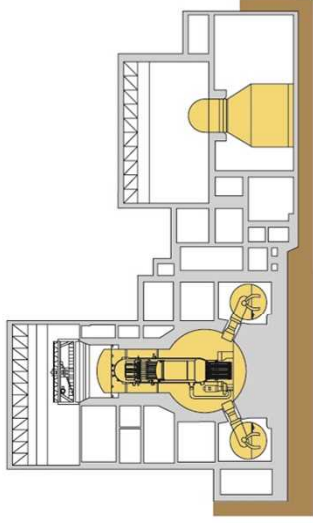
3. 認可について

原子力規制委員会は、認可の基準に適合していることから、平成29年4月19日付けで、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の33第2項に基づき、廃止措置計画を認可した。

中国電力株式会社島根原子力発電所1号炉の廃止措置の主な手順

廃止措置の工事は、解体工事準備期間、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間、原子炉本体等解体撤去期間、建物等解体撤去期間に区分し、IからIVの順序で実施する。

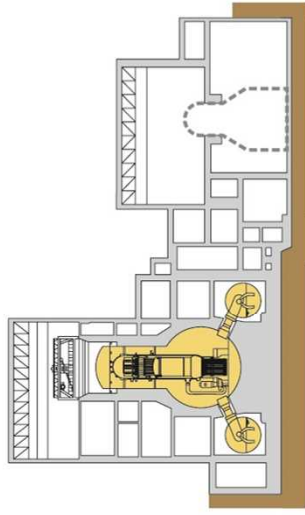
I. 解体工事準備期間 [廃止措置計画認可から2021年度]



《主な作業》

- ・核燃料物質の搬出
- ・汚染状況の調査
- ・核燃料物質による汚染の除去
- ・管理区域外の汚染のない設備の解体撤去

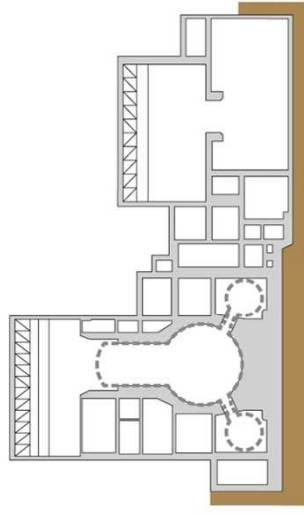
II. 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間 [2022年度から2029年度]



《主な作業》

- ・核燃料物質の搬出
- ・原子炉本体を除く設備の解体撤去

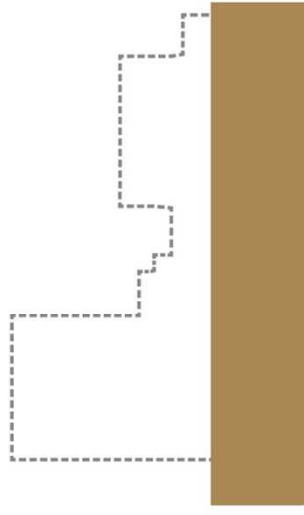
III. 原子炉本体等解体撤去期間 [2030年度から2037年度]



《主な作業》

- ・原子炉本体等の解体撤去

IV. 建物等解体撤去期間 [2038年度から2045年度]



《主な作業》

- ・管理区域の解除
- ・建物等の解体撤去